

統合高等審議会報告書(1991~2013年)にみる移民のフランス的統合(2)

—「受入統合契約」導入のインパクトを考える—

○都留文科大学 野村佳世

一橋大学大学院 南波慧

ニース・ソフィア・アンティポリス大学 田島佑実子

1 目的

本報告の目的は、統合高等審議会の年次報告書を通読することで、フランスの統合政策における問題意識や対応の経年変化を明らかにすることである。なかでも、2002年の審議会報告書を一つの分岐点と捉え、その前後でどのような具体的変化があったのかについて詳述する。その理由は、この報告書のなかで、それまで統合の中心的対象としてきた定住移民やその子孫から、新規移民にその重点が移行しているからであり、そのことが2004年以降の報告書にみられる「受入統合契約」の重視へ繋がっているからである。受入統合契約とは、2003年法で実験的に導入され、2006年法で義務化された制度であるが、1年以上の正規滞在を望む新規移民に対して、契約書に署名すれば、フランス語講習と公民教育、職業訓練などのサービスを無償でフランスから提供されるものである。本報告では、この受入統合契約の導入が、統合政策の方針をどのように変容させ、移民のフランス的統合にどのようなインパクトを与えたのかについて検証していく。

2 方法

1991年に審議会が最初に出した報告書から2012年の報告書までを対象に、本報告では統合政策の全体的な方針に関わる部分を分析した。このとき、審議会が統合の障害と考えている事例とその問題点、審議会が提案する統合措置とその期待される効果に注目しながら論点を整理した。

3 結果

分析をおこなった結果、1990年代まで定住移民とその子孫に置かれていた統合政策の重点が、2002年の報告書で新規移民に移行したことが明らかになった。さらに2004年の報告書では、統合政策の理念である「統合」の再定義とともに、過去の政策を失敗として反省し、新規移民とフランスとの契約に基づく関係性の構築を目指した受入統合契約を新たなフランス的統合の要と位置づけている。この契約では、フランスが「統合」に必要なサービスを提供する代わりに、市民的価値の共有とフランス法の遵守を移民に求めるという、受入社会と移民双方の統合努力が強調されている。こうした関係は、フランスが移民の文化的多様性への配慮や社会経済的不平等への対応を続けてきた90年代までの政策とは異なり、移民側の責任が明確に示されている。つまり契約の遵守が「統合」の条件とされ、これを達成できない者は「統合」されていないと判断されるばかりか、契約違反として滞在資格の認定や更新に否定的な影響を与える材料とされうるのである。さらに2009年の報告書では、審議会の提案として、受入統合契約の対象でない定住移民とその子孫(特に若者)についても、新規移民と同様に共和国的価値やシンボルを理解する重要性が言及され、契約に基づく「統合」の枠組みを定住移民とその子孫へも広げる必要性が主張されている。

4 結論

審議会の報告書は、実際の統合政策と必ずしも対応しているわけではないが、その背景にある問題認識を知る上で、示唆に富む題材といえる。今回の分析から、フランスの統合政策に契約の概念が加えられたことで、移民やその子孫に「統合」が義務化され、それを果たせない者には契約違反としてペナルティーを与えやすい論理が構築されたといえる。このことは、審議会のいうフランスと移民の双方向的な「統合」ではなく、移民とその子孫にフランスへ一方向的な「統合」を迫る政策方針を表している。

文献:Haut Conseil à l'intégration, 2010, *20 ans au service de l'intégration*, Paris : La documentation Française.